

10月号の答 b

2) 報告の内容等

- ① 事故の発生を知ったときから24時間以内可能な限り速やかに報告するもの
(速報)

- a. 報告の内容 ①事故発生の日時
②事故発生の場所
③事故発生電気工作物
④事故の概要

- b. 報告の方法 電話, FAX 又は電子メール等

[注] FAX 送信後必ず電話で送信したことを連絡すること。

なお、報告書は独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) が運営する「詳報作成支援システム」を利用して作成することもできる。

- c. 報告先 所轄産業保安監督部長 (付録3参照)

- ② 事故の発生を知った日から起算して30日以内に報告書を提出するもの (詳報)

- a. 報告の内容及び報告の方法

詳報は、所定の様式に基づいて事故の状況、被害の状況、事故原因の分析について、詳しく調査検討分析しその結果に基づく再発防止対策等を記載して、提出しなければならない。ただし、波及事故等のうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、詳報の提出は要しない。

なお、報告書は独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) が運営する「詳報作成支援システム」を利用して作成することもできる。

- b. 報告先 所轄産業保安監督部長 (付録3参照)

なお、規則には「速報」、「詳報」の表現は用いられていないが、内規では、「24時間以内の報告」を「速報」、「30日以内の報告」を「詳報」と表記している。

その報告の目的、範囲、方法等について詳細に定めた内規 (「電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について (内規)」令和5年3月20日改正) が定められている。